

貸渡約款

第1章 総則

第1条（約款の適用）

当社は、この約款（以下「約款」という）及び細則の定めるところにより、貸渡自動車若しくは原動機付自転車（以下「レンタルバイク」という）を借受人に貸渡すものとし、借受人はこれを借受けるものとします。なお、約款及び細則に定めのない事項については、法令又は一般の慣習によるものとします。

- 2 当社は、約款及び細則の趣旨、法令、行政通達及び一般の慣習に反しない範囲で特約に応ずることがあります。特約した場合には、その特約が約款及び細則に優先するものとします。

第2章 予約

第2条（予約の申込）

借受人は、レンタルバイクを借受けるにあたって、約款及び別に定める料金表等に同意のうち、当社所定の方法により、あらかじめ車種クラス、使用目的、借受開始日時、借受場所、借受期間、返還場所、運転者、付属品の要否、その他の借受条件（以下「借受条件」という）を明示して予約の申込を行うことができます。

- 2 当社は、借受人から予約の申込があったときは、原則として、当社の保有するレンタルバイクや当社の認める借受条件の範囲内で予約に応ずるものとします。この場合、借受人は、当社が特に認める場合を除き、別に定める予約申込金を支払うものとします。

第3条（予約の変更）

借受人は、前条第1項の借受条件を変更しようとするときは、あらかじめ当社の承諾を受けなければならないものとします。

第4条（予約の取消し等）

借受人及び当社は、別に定める方法により、予約を取消すことができます。

- 2 借受人が、予約した借受開始時刻を1時間以上経過してもレンタルバイク貸渡契約（以下「貸渡契約」という）の契約手続きに着手しなかったときは、事情の如何を問わず、予約が取消されたものとします。
- 3 借受人の都合により予約が取消されたときは、借受人は、別に定めるところにより予約取消手数料を当社に支払うものとし、当社は、この予約取消手数料の支払があったときは、受領済の予約申込金を借受人に返還するものとします。
- 4 当社の都合により予約が取消されたとき、又は貸渡契約が締結されなかったときは、当社は受領済の予約申込金を借受人に返還するほか、別に定めるところにより違約金を支払うものとします。
- 5 事故、盗難、不返還、リコール、天災その他の借受人若しくは当社のいずれの責にもよらない事由により貸渡契約が締結されなかったときは、予約は取り消されたものとします。この場合、当社は受領済の予約申込金を借受人に返還するものとします。

貸渡約款

第5条（代替レンタルバイク）

当社は、借受人から予約のあった車種クラス、付属品、トランスミッションの仕様等の条件（以下「条件」という）に該当するレンタルバイクの貸渡ができないときは、直ちにその旨を借受人に通知するものとします。

- 2 当社は、前項の場合で、予約のあった条件以外のレンタルバイクを貸渡することが可能なときは、前条第4項及び第5項にかかわらず、借受人に予約と異なる条件のレンタルバイク（以下「代替レンタルバイク」という）の貸渡しを申し入れることができるものとし
- 3 借受人が前項の申し入れを承諾したときは、当社は予約時の借受条件のうち、満たさなかった条件以外は予約時と同一の借受条件で代替レンタルバイクを貸し渡すものとします。この場合、借受人は、代替レンタルバイクの貸渡料金と予約のあった条件のレンタルバイクの貸渡料金のうち、いずれか低い方の料金を支払うものとします。
- 4 借受人が第2項の申し入れを拒絶した場合、予約は取消されるものとし、予約申込金等の扱いについては、前条第5項を適用するものとします。

第6条（免責）

借受人及び当社は、予約が取消され、又は貸渡契約が締結されなかったことについて、第4条及び第5条に定める場合を除き、相互に何らの請求をしないものとします。

第7条（予約業務の代行）

借受人は、当社に代わって予約業務を取り扱う旅行代理店、提携会社等（以下「代行業者」という）において予約の申込ができるものとします。

- 2 代行業者に対して前項の申込を行った借受人は、その代行業者に対してのみ予約の変更又は取り消しを申し込むことができるものとします。

第3章 貸 渡

第8条（貸渡契約の締結）

借受人は第2条第1項に定める借受条件を明示し、当社は約款・料金表等により貸渡条件を明示して、貸渡契約を締結するものとします。ただし、貸し渡すことができるレンタルバイクがない場合又は借受人若しくは運転者が第9条第1項若しくは第2項各号のいずれかに該当する場合を除きます。

- 2 貸渡契約を締結した場合、借受人は当社に第11条第1項に定める貸渡料金を支払うものとします。
- 3 運転者は、貸渡契約の締結にあたり、約款及び細則で運転者の義務と定められた事項を遵守するものとします。

貸渡約款

4 当社は、監督官庁の基本通達（注1）に基づき、貸渡簿(貸渡原票)及び第14条第1項に規定する貸渡証に運転者の氏名・住所・運転免許の種類及び運転免許証の番号を記載し又は運転者の運転免許証の写しを添付するため、貸渡契約の締結にあたり、借受人に対し、借受人の指定する運転者（以下「運転者」という）の運転免許証の提示を求め、及びその写しの提出を求めます。この場合、借受人は、自己が運転者であるときは自己の運転免許証を提示し、及びその写しを提出するものとし、借受人と運転者が異なるときは運転者の運転免許証を提示し、およびその写しを提出するものとします。

（注1）監督官庁の基本通達とは、国土交通省自動車交通局長通達「レンタカーに関する基本通達」（自旅第138号平成7年6月13日）の2. (10)及び(11)のことをいいます。

5 当社は、貸渡契約の締結にあたり、借受人及び運転者に対し、運転免許証の他に身元を証明する書類の提出を求め、及び提出された書類の写しをとることがあります。

6 当社は、貸渡契約の締結にあたり、借受人又は運転者に携帯電話番号等の緊急連絡先の告知を求めるものとします。

7 当社は、貸渡契約の締結にあたり、借受人に対し、クレジットカード若しくは現金による支払いを求め、またはその他の支払方法を指定することがあります。

8 当社は、借受人又は運転者が前7項に従わない場合は、貸渡契約の締結を拒絶するとともに、予約を取消することができるものとします。なお、この場合の予約申込金等の扱いについては、第4条第5項を適用するものとします。

第9条（貸渡契約の締結の拒絶）

借受人又は運転者が次の各号のいずれかに該当するときには、貸渡契約の締結をすることができないものとします。

(1) 貸渡すレンタルバイクの運転に必要な運転免許証の提示がないとき。

(2) 酒気を帯びていると認められるとき。

(3) 麻薬、覚せい剤、シンナー等による中毒症状等を呈していると認められるとき。

(4) ヘルメットがない、サンダル履き等安全装備を着用していないにもかかわらず、同乗者を同乗させるとき。

(5) 指定暴力団、指定暴力団関係団体の構成員又は関係者、その他反社会的組織に属していると認められるとき。

2 借受人又は運転者が次の各号のいずれかに該当するときは、当社は貸渡契約の締結を拒絶することができるものとします。

(1) 予約に際して定めた運転者と貸渡契約締結時の運転者が異なるとき。

(2) 過去の貸渡しにおいて、貸渡し料金の支払いを滞納した事実があるとき。

(3) 過去の貸渡しにおいて、第17条各号に掲げる行為があったとき。

(4) 過去の貸渡し（他の貸渡自動車事業者による貸し出しを含みます）において、第23条第1項各号に掲げる行為があったとき。

(5) 過去の貸渡しにおいて、貸渡し約款又は保険約款違反により自動車保険が適用されなかった事実があったとき。

(6) 運転者、同乗者がヘルメット等の安全装備を着用しないとき。

貸渡約款

(7) 当社との取引に関し、当社の従業員その他の関係者に対して、暴力的行為を行い、若しくは合理的範囲を超える負担を要求し、又は暴力的行為若しくは言辞を用いたとき。

(8) 風説を流布し、又は偽計若しくは威力を用いて当社の信用をき損し、又は業務を妨害したとき。

(9) 約款及び細則に違反する行為があったとき。

(10) 別に定める条件を満たしていないとき。

3 前2項に基づき当社が貸渡契約の締結を拒絶した場合の予約申込金等の扱いについては、第4条第3項及び第6条を適用するものとします。

第10条（貸渡契約の成立等）

貸渡契約は、借受人が当社に第11条で定める貸渡料金を支払い、当社が借受人にレンタルバイクを引渡したときに成立するものとします。この場合、受領済の予約申込金は貸渡料金の一部に充当されるものとします。

2 前項の引渡は、第2条の借受開始日時及び借受場所で行うものとします。

第11条（貸渡料金）

貸渡料金とは、以下の料金の合計金額をいうものとし、当社はそれぞれの額又は計算根拠を料金表に明示します。

- (1) 基本料金
- (2) 車両補償および任意保険追加補償料
- (3) 特別装備・洋用品料
- (4) 運搬費
- (5) その他の料金

2 基本料金は、レンタルバイクの貸渡時において、地方運輸局運輸支局長に届け出て実施している料金によるものとします。

3 当社が、貸渡料金を、第2条による予約を完了した後に改定したときは、借受人は予約完了時に適用した料金と貸渡時の料金のうち、いずれか低い方の料金を支払うものとします。

第12条（借受条件の変更）

借受人は、貸渡契約の締結後、第8条の借受条件を変更しようとするときは、当社の承諾を受けなければならないものとします。

2 当社は、前項による借受条件の変更によって貸渡業務に支障が生ずるときは、その変更を承諾しないときがあります。

第13条（点検整備および確認）

当社は、道路運送車両法第47条の2（日常点検整備）及び第48条（定期点検整備）に定める点検をし、必要な整備を実施したレンタルバイクを貸渡すものとします。

2 借受人又は運転者は、レンタルバイクの貸渡にあたり、車体外観及び付属品の検査を行い、レンタルバイクに整備不良がないこと等を確認するとともに、レンタルバイクが借受条件を満たしていることを確認するものとします。

3 当社は、前項の確認によってレンタルバイクに整備不良が発見された場合には、直ちに必要な整備等を実施するものとします。

貸渡約款

第14条（貸渡証の交付・携行等）

当社は、レンタルバイクを引渡したときは、地方運輸局運輸支局長が定めた内容を記載した所定の貸渡証を借受人に交付するものとします。

- 2 借受人又は運転者は、レンタルバイクの使用、前項により交付を受けた貸渡証を携行し警察官又は地方運輸局若しくは運輸支局の職員の 請求があったときは、呈示しなければならないものとします。
- 3 借受人又は運転者は、貸渡証を紛失したときは、直ちにその旨を当社に通知するものとします。
- 4 借受人又は運転者は、レンタルバイクの返還とともに、貸渡証を当社に返還するものとします。

第4章 使用

第15条（借受人の管理責任）

借受人又は運転者は、レンタルバイクの引渡を受けてから当社に返還するまでの間（以下「使用中」という）、善良な管理者の注意をもってレンタルバイクを使用し、保管するものとします。

- 2 借受人又は運転者は、レンタルバイクを使用する際には、法令、約款、細則、取扱説明書、その他当社が提示する使用法を遵守しレンタルバイクを使用するものとします。
- 3 借受人又は運転者は、借受中の燃料代を負担するものとします。

第16条（日常点検整備）

借受人又は運転者は、使用中に、レンタルバイクについて、毎日使用する前に道路運送車両法第47条の2（日常点検整備）に定める点検をし、必要な整備を実施しなければならないものとします。

第17条（禁止行為）

借受人又は運転者は、使用中に次の行為をしてはならないものとします。

- (1) 当社の承諾及び道路運送法に基づく許可等を受けることなくレンタルバイクを自動車運送事業又はこれに類する目的に使用すること。
- (2) レンタルバイクを所定の使用目的以外に使用し又は第8条第4項の貸渡証に記載された運転者及び当社の承諾を得た者以外の者に運転させること。
- (3) レンタルバイクを転貸し、又は他に担保の用に供する等の当社の権利を侵害する事となる一切の行為をすること。
- (4) レンタルバイクの自動車登録番号標又は車両番号標を偽造若しくは変造し、又はレンタルバイクを改造若しくは改装する等その原状を変更すること。
- (5) 舗装されていない道路での走行。
- (6) 無謀又は甚だしく怠慢な行為による運転・暴走行為。
- (7) 当社の承諾を受けることなく、レンタルバイクを各種テスト若しくは競技（当社が競技に該当すると判断するものを含む）に使用し又は他車の牽引若しくは後押しに使用すること。
- (8) 法令又は公序良俗に違反してレンタルバイクを使用すること。
- (9) 当社の承諾を受けることなくレンタルバイクについて損害保険に加入すること。
- (10) 当社から運転者の労務供給（運転者の 紹介及び斡旋を含む。）を受けること。

貸渡約款

(11) レンタルバイクを日本国外に持ち出すこと。

(12) その他第8条の借受条件又は貸渡条件に違反する行為をすること。

第18条（違法駐車の場合の措置等）

借受人又は運転者は、レンタルバイクに関し、道路交通法に定める違法駐車をしたときは、借受人又は運転者は違法駐車後直ちに違法駐車をした地域を管轄する警察署（以下「管轄警察署」という）に出頭して、自らの責任と負担で違法駐車に係る反則金等及び違法駐車に伴うレッカー移動・保管・引取り等の諸費用を納付する（以下「違反処理」という）ものとします。

- 2 当社は、警察からレンタルバイクの違法駐車連絡を受けたときは、借受人又は運転者に連絡し、速やかにレンタルバイクを移動させ、若しくは引き取るとともに、レンタルバイクの借受期間満了時又は当社の指示する時まで管轄警察署に出頭して違反を処理するよう指示するものとし、借受人又は運転者はこれに従うものとします。なお、当社は、レンタルバイクが警察により移動された場合には、当社の判断により、自らレンタルバイクを警察から引き取る場合があります。
- 3 当社は、前項の指示を行った後、当社の判断により、違反処理の状況を交通反則告知書または納付書・領収証書等により確認するものとし、処理されていない場合には、処理されるまで借受人又は運転者に対して繰り返し前項の指示を行うものとします。また、借受人又は運転者が前項の指示に従わない場合は、当社は、何らの通知・催告を要せず貸渡契約を解除し、直ちにレンタルバイクの返還を請求することができるものとし、借受人又は運転者は、違法駐車をした事実及び警察署等に出頭し、違反者として法律上の措置に従うこと等を自認する旨の当社所定の文書（以下「自認書」という）に自署するものとします。
- 4 当社は、当社が必要と認めた場合は、警察に対して自認書及び貸渡証等の個人情報を含む資料を提出するなどの必要な協力を行うほか、公安委員会に対して道路交通法第51条の4第6項に定める弁明書及び自認書並びに貸渡証等の資料を提出し、事実関係を報告する等の必要な法的措置を取ることができるものとし、借受人又は運転者はこれに同意するものとします。
- 5 当社が道路交通法第51条の4第1項の放置違反金納付命令を受け、放置違反金を納付した場合又は借受人若しくは運転者若しくはレンタルバイクの探索に要した費用（以下「探索費用」という）若しくは車両の移動・保管・引取り等に要した費用（以下「車両管理費用」という）を負担した場合には、当社は借受人又は運転者に対し、次に掲げる金額（以下「駐車違反関係費用」という）を請求するものとします。この場合、借受人又は運転者は、当社が指定する期日までに駐車違反関係費用を当社に支払うものとします。
 - (1) 放置違反金相当額
 - (2) 当社が別に定める駐車違反違約金（上記(1)放置違反金相当額と併せ、以下「駐車違反金」という）
 - (3) 探索費用及び車両管理費用

貸渡約款

- 6 当社は、借受人又は運転者が前項に基づき駐車違反金を当社に支払った後に、当該駐車違反に係る反則金を納付し又は公訴を提起され若しくは家庭裁判所の審判に付されたことにより、当社に放置違反金が還付されたときは、当社はすでに支払いを受けた駐車関係費用のうち、放置違反金相当額のみを借受人又は運転者に返還するものとします。
- 7 借受人または運転者は、レンタルバイクを駐車する際は法令に違反しないようにするとともに、第三者の迷惑にならないように駐車するものとします。第三者から当社にレンタルバイクの移動の申し出があったときは、当社の判断により、自らレンタルバイクを移動する場合があります。借受人または運転者はこれに同意するものとし、探索費用および車両管理費用は第5項と同じように取り扱うものとします。

第5章 返 還

第19条（借受人の返還責任）

借受人は、レンタルバイクを借受期間満了時まで所定の返還場所において当社に返還するものとします。

- 2 借受人が前項の規定に違反したときは、当社に与えた一切の損害を賠償するものとします
- 3 借受人又は運転者は、天災その他の不可抗力により借受期間内にレンタルバイクを返還することができない場合には、当社に生ずる損害について責を負わないものとします。この場合、借受人又は運転者は直ちに当社に連絡し、当社の指示に従うものとします。

第20条（返還時の確認等）

借受人又は運転者は、当社立会いのもとに、レンタルバイクを通常の使用による劣化・摩耗を除き、引渡時の状態で返還するものとします。燃料は満タンで返却するものとします、但し、当社が認めた場合はこの限りではありません。

- 2 借受人は、レンタルバイクの返還にあたって、レンタルバイク内に借受人若しくは運転者又は同乗者の遺留品がないことを確認して返還するものとし、当社は、レンタルバイクの返還後においては、遺留品について保管の責を負わないものとします。

第21条（レンタルバイクの返還時期等）

借受人は、第12条により借受期間を延長したときは、変更前の貸渡料金と超過料金を合計した料金を支払うものとします。

- 2 借受人は、第12条による当社の承諾を受けることなく借受期間を超過した後に返還したときは、超過した時間に応じた超過料金の倍額の違約料を支払うものとします。

第22条（レンタルバイクの返還場所等）

借受人は、第12条により所定の返還場所を変更したときは、返還場所の変更によって必要となる運搬のための費用（以下「運搬費用」という）を負担するものとします。

- 2 借受人は、第12条による当社の承諾を受けることなく所定の返還場所以外の場所にレンタルバイクを返還したときは、運搬費用の倍額の違約料を支払うものとします。

第23条（レンタルバイクが返還されなかった場合の措置）

貸渡約款

当社は、借受人に次の各号のいずれかが該当するときは、刑事告訴を行うなどの法的手続きのほか、他のレンタカーないしレンタルバイク事業者への不返還被害報告をする等の措置をとるものとします。

- (1) 借受期間が満了したにもかかわらず当社の返還請求に応じないとき。
 - (2) 借受人の所在が不明である等不返還と認められるとき。
- 2 当社は、前項に該当する事となったときは、レンタルバイクの所在を確認するため、借受人又は運転者の家族、親族、友人、知人、勤務先等の関係者への聞き取り調査や車両位置情報システムの作動等を含む必要な措置をとるものとします。
- 3 第1項各号に該当する事となった場合、借受人は、第28条の定めにより当社に与えた損害について賠償する責任を負うほか、当社が借受人及び運転者の探索及びレンタルバイクの回収に要した費用等を当社に支払うものとします。

第24条（貸渡情報の登録と利用の合意）

当社が別に定める個人情報の取扱いに関する規定にかかわらず、借受人及び運転者は、次の各号のいずれかに該当するときは、借受人及び運転者の氏名・生年月日・運転免許証番号等を含む客観的な貸渡事実に基づく情報（以下「貸渡情報」という）がレンタカーないしレンタルバイク事業者によって貸渡し契約締結の際の審査のために利用されることに同意するものとします。

- (1) 借受人又は運転者が、当社の指定する期日までに、第18条第5項に定める駐車違反金を当社に支払わなかったとき。
- (2) 当社が道路交通法第51条の4第1項に基づいて放置違反金の納付を命ぜられた場合。
- (3) 前条第1項各号に該当したとき。

第6章 故障・事故・盗難時の措置

第25条（レンタルバイクの故障）

借受人又は運転者は、使用中にレンタルバイクの異常又は故障を発見したときは、直ちに運転を中止し、当社に連絡するとともに、当社の指示に従うものとします。

第26条（事故）

借受人又は運転者は、使用中にレンタルバイクに係る事故が発生したときは、直ちに運転を中止し、事故の大小にかかわらず法令上の措置をとるとともに、次に定める措置をとるものとします。

- (1) 直ちに事故の状況等を当社に報告し、当社の指示に従うこと。
 - (2) 前号の指示に基づきレンタルバイクの修理を行う場合は、当社が認めた場合を除き、当社又は当社の指定する工場で行うこと。
 - (3) 事故に関し当社及び当社が契約している保険会社の調査に協力し、当社及び保険会社が要求する書類等を遅滞なく提出すること。
 - (4) 事故に関し相手方と示談その他の合意をするときは、予め当社の承諾を受けること。
- 2 借受人又は運転者は、前項の措置をとるほか、自らの責任において事故の処理・解決をするものとします。

貸渡約款

- 3 当社は、借受人又は運転者のため事故の処理について助言を行うとともに、その解決に協力するものとします。

第27条（盗 難）

借受人又は運転者は、使用中にレンタルバイクの盗難が発生したときその他被害を受けたときは、次に定める措置をとるものとします。

- (1) 直ちに最寄の警察に通報すること。
- (2) 直ちに被害状況等を当社に報告し、当社の指示に従うこと。
- (3) 盗難・被害に関し当社及び当社が契約している保険会社の調査に協力し、当社及び保険会社が要求する書類等を遅滞なく提出すること。

第28条（使用不能による貸渡契約の終了）

借受期間中において故障・事故・盗難その他の事由（以下「故障等」という）によりレンタルバイクが使用できなくなったときは、貸渡契約は終了するものとします。

- 2 借受人又は運転者は、前項の場合、レンタルバイクの引取及び修理等に要する費用を負担するものとし、当社は受領済みの貸渡料金を返還しないものとします。但し、故障等が第3項又は第5項に定める事由による場合はこの限りでないものとします。
- 3 故障等が貸渡前に存した瑕疵による場合は、借受人は当社から代替レンタルバイクの提供を受けることができるものとします。なお、代替レンタルバイクの提供条件については、第5条第3項を準用するものとします。
- 4 借受人が前項の代替レンタルバイクの提供を受けないときは、当社は受領済の貸渡料金を全額返還するものとします。なお、当社が代替レンタルバイクを提供できないときも同様とします。
- 5 故障等が借受人、運転者及び当社のいずれの責にも帰すべからざる事由により生じた場合は、当社は、受領済みの貸渡料金から、貸渡から貸渡契約の終了までの期間に対応する貸渡料金を差し引いた残額を借受人に返還するものとします。
- 6 借受人及び運転者は、本条に定める措置を除き、レンタルバイクを使用できなかったことにより生ずる損害について当社に対し、本条に定める以外のいかなる請求もできないものとします。

第7章 賠償及び補償

第29条（借受人による賠償及び営業補償）

借受人又は運転者は、借受人又は運転者が借り受けたレンタルバイクの使用中に第三者又は当社に損害を与えたときは、その損害を賠償するものとします。但し、当社の責に帰すべき事由による場合を除きます。

- 2 前項の当社の損害のうち、事故、盗難、借受人又は運転者の責に帰すべき事由による故障、レンタルバイクの汚損・臭気等により当社がそのレンタルバイクを利用できないことによる損害については料金表等に定めるところによるものとし、借受人はこれを支払うものとします。

貸渡約款

- 3 前各項にかかわらず、激甚災害に対処するための特別の財政措置等に関する法律（昭和37年法律第150号）第2条に基づき激甚災害と指定された災害（以下「激甚災害」という）による損害については、その損害が当該激甚災害に指定された地域において不可抗力により滅失し、き損し、又はその他の被害を受けたレンタルバイクに係るものである場合には、借受人又は運転者は、その損害を賠償することを要しないものとします。

第30条（保 険）

借受人又は運転者が約款及び細則に基づく賠償責任を負うときは、当社がレンタルバイクについて締結した損害保険契約及び当社の定める補償制度により、次の限度内の保険金又は補償金が給付されます。但し、その保険約款又は補償制度の免責事由に該当するときはこの保険金は給付されません。

- (1) 対人補償 1名につき8,000万円（自賠責保険を含む）
 - (2) 対物補償 1事故につき200万円（免責額10万円）（125cc以下のバイクは除く）
 - (3) 搭乗者傷害補償 1名につき500万円（125cc以下のバイクは除く）
- 2 保険金が給付されない損害及び前項の定めにより給付される保険金又は補償金を超える損害については、借受人又は運転者の負担とします。
- 3 当社が前項に定める借受人又は運転者の負担すべき損害金を支払ったときは、借受人又は運転者は、直ちに当社の支払額を当社に弁済するものとします。
- 4 第1項に定める保険金の免責額に相当する損害については、借受人が予め当社に免責補償料を支払ったときは当社の負担とします。但し、その免責補償料の支払いがないときは借受人又は運転者の負担とします。
- 5 第1項に定める損害保険契約の保険料相当額は貸渡料金に含まれます。

第8章 解 除

第31条（貸渡契約の解除）

当社は、借受人又は運転者が借受期間中に約款及び細則に違反したとき、又は第9条第1項各号のいずれかに該当する事となったときは、何らの通知・催告を要せず貸渡契約を解除し、直ちにレンタルバイクの返還を請求することができるものとします。この場合、当社は受領済の貸渡料金を借受人に返還しないものとします。

第32条（同意解約）

借受人は、借受期間中であっても、当社の同意を得て貸渡契約を解約することができるものとします。この場合、当社は、受領済の貸渡料金から、貸渡から返還までの期間に対応する貸渡料金を差し引いた残額を借受人に返還するものとします。

借受人は、前項の解約をするときは、次の解約手数料を当社に支払うものとします。

解約手数料 = { (予定借受期間に対応する基本料金) - (貸渡から返還までの期間に対応する基本料金) } × 50%

第9章 雑 則

第33条（相 殺）

貸渡約款

当社は、約款及び細則に基づき借受人に金銭債務を負担するときは、借受人が当社に負担する金銭債務といつでも相殺することができるものとします。

第34条（消費税）

借受人は、約款及び細則に基づく取引に課せられる消費税を当社に対して支払うものとします。

第35条（遅延損害金）

借受人又は運転者及び当社は、約款及び細則に基づく金銭債務の履行を怠ったときは、相手方に対し年率14.6%の割合による遅延損害金を支払うものとします。

第36条（代理貸渡事業者）

当社に代わって他の事業者がレンタルバイクの貸渡を行なう場合（当該事業者を「代理貸渡事業者」という）には、約款中の「当社」と定めるところは、「代理貸渡事業者」と読み替えることができるものとします。ただし、第13条、第17条、第25条乃至第27条（ただし、レンタルバイクの故障・事故・盗難等が生じた場合の連絡先は、当社及び代理貸渡事業者とする）、第38条に関する事項は除くものとします。

第37条（準拠法等）

準拠法は、日本法とします。

- 2 邦文約款と、英文その他邦文以外の約款に齟齬があるときは、邦文約款を優先するものとします。

第38条（約款及び細則）

当社は、予告なく約款及び細則を改訂し、又は約款の細則を別に定めることができるものとします。その細則はこの約款と同等の効力を有するものとします。

- 2 当社は、約款及び細則を改訂し又は別に細則を定めたときは、当社の営業店舗に掲示するとともに、当社の発行するパンフレット、料金表及びホームページ上にこれを記載するものとします。これを変更した場合も同様とします。

第39条（管轄裁判所）

この約款及び細則に基づく権利及び義務について紛争が生じたときは、当社の本店所在地を管轄する裁判所をもって専属的合意管轄裁判所とします。

附則 約款は、平成29年1月1日から施行します。

貸渡者
オートボーイRC 代表：高野 弘毅
茨城県水戸市酒門町2545-4
TEL:029-227-0103 FAX:029-227-0129
Mail : staff@autoboy-rc.com